

國學院大學学術情報リポジトリ

明治国学と『神皇正統記』：
刊本・注釈書から見る受容史：
特集日本文化研究の諸系譜

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齋藤, 公太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001734

明治国学と『神皇正統記』——刊本・注釈書から見る受容史——

齋藤 公太

はじめに——明治期の『正統記』受容史という課題

南朝方の公卿、北畠親房によって延元四（一三三九）年に執筆された『神皇正統記』は（興国四（一三四三）年改稿、以下『正統記』と略す）、南朝の正統性の主張を目的とした史論である。「大日本者神^{おはやまと}国^{はかみのくに}也」という劈頭の言葉が表しているように、『正統記』は皇統の無窮性や三種神器といった日本の「本来性」を、明確な言説によって提示した最初の書物でもあった。このような内容ゆえに『正統記』は、近代において「日本学の第一教科書」⁽²⁾「日本精神の聖書」⁽³⁾としての地位を獲得するに至った。『正統記』の再評価は近世から始まっており、とりわけ後期水戸学による顕彰が決定的であったが、『正統記』が盛んに出版され、読まれたのは、明治期以降であったといえる。しかし、近代に『正統記』のリバイバルが起こった背景については、当該期の『正統記』受容史に関する研究自体が未開拓であることもあずかつて、

いまだ十分に解明されてはいない。本稿では明治期における『正統記』の受容史に焦点を合わせ、『正統記』の受容が隆盛した要因と、当時の解釈の特質について考察する。

近代における『正統記』の受容史に関して、初めて本格的な研究を行ったのは岩佐正であった。⁽¹⁾ 岩佐は明治期の受容史について、「明治二十四年ごろから、校正・評注・講義式の神皇正統記が数多く見られるが、これは中等学校教科書用として徒然草とともに神皇正統記が広く読まれたことを意味するものである」と述べ、以後『正統記』の校訂が進み本格的な研究が登場するに至ったとしている。⁽²⁾ また岩佐は近代の『正統記』の刊本・注釈書類を網羅したリストも提示した。⁽³⁾ さらに岩佐は、皇典講究所関係者による『正統記』再編集の試みとされる『重修神皇正統記』を発見し、その内容についての論考も発表している。⁽⁴⁾

岩佐以後、昭和期の『正統記』受容史に関してはいくつか新たな研究が発表されたものの、明治期に関しては高田信敬が慶応二年の『評註校正神皇正統記』における闕画について短い論考を発表しているのみである。⁽⁵⁾ これも厳密にいえば明治期以前の事例に関する研究である。またミヒヤエル・ヴァフトカはヘルマン・ボナーの『正統記』解釈について論じる過程で明治期の『正統記』受容史に触れ、皇学所や大八洲学校といった国学者による学校教育のなかで『正統記』が用いられていたことに言及している。⁽⁶⁾ しかし総じて明治期の『正統記』受容史に関する研究は、岩佐以降ほとんど手つかずといつてよいのが現状である。岩佐の研究も、『重修神皇正統記』に関しては詳細であるものの、明治期一般の『正統記』受容については中等教育との関係に触れている程度である。またその刊本・注釈書類のリストにも誤りや不備があり、改訂の必要がある。したがって本章では岩佐の研究を出発点として、刊本・注釈書に関する正確な情報を提示し、その上で個々の内容について具体的に考察していく。

一、川喜多真彦の『評註校正神皇正統記』

明治期の『正統記』受容について考察を進める前に、その起点となった慶応二年の『評註校正神皇正統記』の内容を確認しておきたい。まず注意すべきは本書の校註を行った川喜多真彦が六人部是香の門人であり、平田篤胤の門流に属するということである。^①真彦は『花洛名勝図会東山之部』（元治元（一八六四）年刊）などの著作で知られ、神道や古道論に関する著作は残しておらず、専ら歌文や考証に力を注いでいたようである。

藤田東湖が「正統記の作、国体を明らかにし名分を正す。実に神州の龜鑑と為す」^②（『回天詩史』、弘化元（一八四四）年成立）と述べているように、近世後期から幕末にかけて「国体」概念が普及するにつれ、とりわけ後期水戸学の人びとのあいだで『正統記』は「国体」の書として再定義されていった。近世における「国体」の語義は多様であったが、水戸学においてその概念は「儒教の名分論と万世一系の皇統意識が結合したところに成立した」とされ、幕末の政治過程のなかで人びとの「国体」理解は水戸学的な意味に収斂していった。^③主に閥齋学派や水戸学において重んじられていた『正統記』を真彦が取り上げ、校註を行った背景には、気吹舎と水戸藩士との関係や、平田国学と水戸学との思想的な親近性が関係しているであろうが、何より幕末の尊皇運動の高まりにおいて、『正統記』が「国体」の書として広く読まれるようになった状況があるのだろう。

さて、慶応二年版の『評註校正神皇正統記』（全六冊）の表紙見返しには「京城 同盟書賈梓」とあり、第六冊後見返しの刊記には永田調兵衛・勝村治右衛門・藤井孫兵衛・大谷仁兵衛らが出版者として記されている。同書は明治一五（一八八二）年に伊藤猪次郎により、また同二〇（一八八七）年には今尾安治郎によって再版されており、それ以外にも度々再版されたようである。第一冊の冒頭では安積良斎の文章を引いて序文に代え、第六冊の末尾には「准三宮源公の正統」

（慶応元年四月十七日）と題された真彦の跋文が置かれている。それによれば、本書は慶安二（一六四九）年刊本をもとに「善本にも校へ正し、はたいさ、かかしらに補ひ、猶識者の論説ともをもしるして」刊行したものだ。頭注はすべて漢文で書かれており、本文に関連する諸家の説を引用したものと、真彦自身の注の二種に分かれる。真彦の注は歴史的事実に関する情報を補ったもので、さほど多くはない。頻繁に引用されているのは頼山陽の『日本政記』（弘化二（一八四五）年刊）や、山県太華の『国史纂論』（弘化三（一八四六）年刊）であり、他に安積澹泊、藤井懶斎、林鶯峰、岩垣東園、関義寧、長井定宗、巨勢玄仙、古賀精里、安積良斎、尾藤二洲、青山延干、藤田東湖の説が引かれている。⁽¹⁵⁾

冒頭部分の頭注では、「回天詩史に曰く、正統記の作、国体を明らかにし名分を正す。実に神州の龜鑑と為す。而れども佞仏の累無きこと能はず。嗚呼、卓識准后の如き、猶尚此の如し。邪説の世を惑わし、習俗の人を移す、畏るべきかな、と」⁽¹⁶⁾などと、藤田東湖の言葉が引用されている。このように真彦は「国体」の書という後期水戸学における『正統記』の位置付けを継承し、その枠組みのなかで『正統記』を受容していた。東湖以外の注の一例としては、次のようなものを挙げておこう。

山県禎曰く、崇徳帝方に春秋に当たり、未だ嘗て失徳有らず。而して遽かに之の位を奪ふ。近衛帝生れて三歳、未だ天下の父母と為すに足らず。而して立てて天子と為す。上皇実に私愛に溺れて、父子の道に背く。社稷の重きを忘れ、人欲肆^{ほしいまま}にして天理滅す。国乱れざらんと欲すとも得んや、と。⁽¹⁷⁾

先に述べたように、本書の注は真彦自身によるものを除けば、ほぼ全てが儒学者の説の引用であった。保元の乱の原因について述べた右の山県太華の引用文からもわかるように、真彦は儒学的な歴史解釈にもとづく注を『正統記』に付

けていたのである。他方、『正統記』における神々の記述など、神道的な部分に関してほとんど頭注が付いていないことも注目される。「国体」の書という後期水戸学の枠組みをふまえつつ、いわば近世的な史論の体裁によって真彦は『正統記』を受容していたのである。

二、明治期の『正統記』刊本・注釈書類の刊行とその背景

(1) 明治期の国語教育と『神皇正統記』

明治元年一〇月二〇日、小御所代における明治天皇への進講の日次が作成された。その内容には『史記』や『資治通鑑』の講義、『保建大記』の輪読とならび、『神皇正統記』の輪読も含まれている⁽¹⁸⁾。この出来事は、幕末における『正統記』の復権が明治維新後も継続し、国家による公的な承認を受けたことを象徴しているだろう。十八世紀末以来の「復古」の潮流を承け、明治維新後に「王政復古の精神的シンボルとして」南朝の「忠臣」の顕彰運動が各地で活発に行われたことも、『正統記』の復権を後押ししたと思われる。たとえば明治一五(一八八二)年には北畠親房と顕家を祀る別格官幣社・阿倍野神社の創建が決定され、明治四一(一九〇八)年九月には親房に正一位が追贈されている⁽¹⁹⁾。

こうしたなか、『評註校正神皇正統記』を起点として、明治期に入ると『正統記』の刊本や注釈書が次々と出版されていった。その一覧は末尾に掲げた通りである⁽²⁰⁾。この一覧からわかるのは、慶応二年に刊行された『評註校正神皇正統記』が時期を置いて明治一五年以降に再版されるようになり、また明治二〇年代以降、新たな刊本・注釈書が大量に刊行されるようになったことである。今泉定助と畠山健によれば、明治二四(一八九一)年の頃には、「神皇正統記の、標註或ハ訂正せられたるもの」が「雨後の春草」のように刊行されていたという⁽²¹⁾。

岩佐正が指摘していたように、明治期における『正統記』の流行は、中等学校の国語教科書として用いられたことと

が関係していると思われる。実際、明治期全体における中学校の国語教科書に『正統記』が収録された回数は一五一回に及び、『徒然草』『太平記』に次ぐ第三位の地位を占めている。⁽²⁴⁾以下、具体的に明治期の国語教育の変遷と『正統記』との関連を跡付けてみたい。

まず国学系統の高等教育における『正統記』の位置付けについて確認しておくと、明治元年九月に開講された皇学所では、『正統記』が教科書として指定されたが、それは「神典」ではなく「歴史下等」の教科書としての扱いであった。⁽²⁵⁾明治一五年に開設された皇典講究所では、第一期の授業で『正統記』の会説が行われ、翌年の第二期の授業でも、文学部予科の第一年第四級の「歴史」の授業で「副」の教科書として用いられている。⁽²⁷⁾東京大学文学部附属古典講習科でも第一期において記紀万葉に対する補助的なテキストとして用いられていたことがわかる。⁽²⁸⁾大八洲学校でも『正統記』は国史の教科書として採用された。⁽²⁹⁾このように国学系の高等教育機関では明治初年より『正統記』が教科書として用いられていた。同時にそれがしばしば歴史の科目においてであったことも注目される。

他方、明治一五年以降には『評註校正神皇正統記』が再版されるようになっていくが、その背景には、明治一四(一八八二)年に「中学校教則大綱」が制定されたことが関係しているだろう。それまで中学校では専ら漢文による言語教育が行われていたのだが、この大綱により和漢文科が設置され、「和文」の教育が行われるようになった。⁽³⁰⁾そのようなかで「和文」の教科書として改めて『正統記』が注目されるようになったと考えられる。事実、明治一四年以降の中学校では『正統記』が教科書として用いられている例が見出される。「中学校教則大綱」府県準拠校則・教則「教科書用表」によれば、熊本、京都、宮城、秋田、長崎、兵庫、大阪、山口、岡山、埼玉、島根、千葉、佐賀、愛知の府県立中学校で『正統記』が教科書に指定されている。⁽³¹⁾また鳥取、埼玉、東京、富山、福島、長野では歴史の教科書として指定されている。⁽³²⁾

明治一九（一八八六）年四月には「中学校令」が公布された。それにもとづき同年六月には「尋常中学校ノ学科及其程度」が制定され、「国語及漢文科」が設置された。同時に教科書の検定制度も導入された。たとえば『師範学校・尋常中学校・高等女学校検定済教科用図書表（自明治十九年五月至明治三十三年十二月）』（文部省、明治三一（一八九八）年）によれば、②、⑧、⑬、⑭が検定を通っていたことがわかる。検定を通っていない刊本・注釈書がどのように用いられていたかは定かではないが、未検定の教科書が使われていた例もあり、今泉定助が述べているように、「国文を講究する初学者の独習、又は、諸学校教科書の参考書」（⑪「凡例」一頁）としても使われたのだろう。

明治二〇年代には関根正直編『近体国文教科書』（十一堂、明治二一（一八八八）年）や、芳賀矢一・立花銃三郎編『国文学読本』（富山房、明治二三（一八九〇）年）など、以後の範型となる国語教科書が登場する。⁽³⁴⁾これらは様々な国文学作品からの抄出によって成り立った雑纂本であったが、そこでもしばしば『正統記』の文章が採録された。

さらに明治二三年には教育勅語が發布され、以後の学校教育や教科書は「国体」の理念により方向づけられていく。「国語」の問題も「国体」との関連でとらえ直されていった。⁽³⁵⁾また明治二六（一八九三）年に文相に就任した井上毅は国語教育重視の方針をとり、明治二七年に「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正。「国語及漢文科」の授業時間が拡大された。⁽³⁶⁾明治二四年以降に『正統記』の刊本・注釈書が急増した背景にはかかる状況があったと推測される。

以後、文部省高等学務局は中等教育における学科内容の統一を目指して調査を行い、明治三一（一八九八）年に『尋常中学校教科細目調査報告』を提出した。国語科の調査委員は上田万年、高津鋏三郎、小中村義象、芳賀矢一であった。⁽³⁷⁾この報告書では国語教育のモデルが提示されているが、そこで第三学年で習うべき作品として『正統記』が挙げられている。⁽³⁸⁾明治三五（一九〇二）年には「中学校教授要目」が制定され、そこで『正統記』は第三学年以降の講読の教科書として指定されたのである。⁽³⁹⁾

このように明治維新以降、近世以来の漢文教育が廃され、近代的な国語教育が確立されていく過程のなかで、『神皇正統記』は国語の教材として使われるようになった。それが明治期において大量の刊本・注釈書が出版された直接的な要因であったと考えられる。

(2) 明治国学者と『神皇正統記』

明治期において『正統記』の刊本・注釈書が多数生み出された背景にある社会状況をより具体的に明らかにするため、校訂者・注釈者の履歴にも目を向けてみたい。まず、②の校注者である佐伯有義は皇典講究所で井上頼国に学んだ人物であり(明治二〇(一八八七)年卒業)、もう一人の校注者である三木五百枝も皇典講究所の同窓生であった。同書の校閲は皇典講究所の教員であった内藤耻叟が担当し、序文も同じく皇典講究所の教員で、その創設にも関わった井上頼国が執筆している。④の校注者である斎藤普春も井上頼国のもとで国史・国文を学んだ人物であった。⑤の校注者の一人である畠山健は明治一八(一八八五)年に皇典講究所を卒業し、國學院の講師などを務めた人物である。⑥の校注者である大宮宗司は、明治二三(一八九〇)年に皇典講究所を卒業している。

他方、⑤のもう一人の校注者である今泉定助(当時の名は「定介」)は、明治一九(一八八六)年に東京大学文学部附属古典講習科を卒業し、明治二三年からは皇典講究所・國學院に勤めていた。③の校訂を補助した服部元彦、⑧の校注者である関根正直、⑨の注釈者である池辺(小中村)義象、⑥の序文と⑫の注釈を担当した萩野由之も明治一九年に、⑩の校注者である大久保初雄も明治二二(一八八八)年に、それぞれ古典講習科を卒業している。⑥所収の親房の略伝を執筆した落合直文は明治一七年に古典講習科を中退しているが、後に皇典講究所や國學院の講師となった。また、③の校訂者である飯田武郷は、古典講習科で助教授、皇典講究所と國學院で講師を務め、久米幹文も古典講習科で准講師

を務めていた。⁽⁵³⁾

このように見てくると、明治期に刊行された『正統記』の校注者の大半は、皇典講究所と東大古典講習科の出身、ないしはその教員であったことがわかる。⁽⁵⁴⁾ ⑬の校訂者である金子元臣はいずれの出身でもないが、つとに久米、落合、池辺らとともに活動し、後には國學院大學の講師も務めている。⁽⁵⁴⁾ ⑭の校訂者、⑮の著者である芳賀矢一は、古典講習科との軌轢もあつた東大国文科の出身であるが（明治二五（一八九二）年卒業）、小中村清矩に師事しており、古典講習科、皇典講究所と同じく、後述する「近代国学」を基盤として共有していたとされる。⁽⁵⁵⁾

両校はいずれも明治一五（一八八二）年に設立されている。神道界では明治一二年から翌一四年にかけて神道事務局神殿の祭神をめぐるいわゆる「祭神論争」が起こり、その結果として明治一五年に「祭教学分離」、すなわち「神社祭祀」と「宗教」と「学事」の分離に至つたとされる。⁽⁵⁶⁾ その具体例として挙げられるのは明治一五年の神官教導職分離や様々な「教派神道」の一派特立であるが、皇典講究所と古典講習科もまたこうした趨勢をふまえ、教学分離を特色としていた。とりわけ加藤弘之の建議を契機とし、古典研究の人材育成を目的として、小中村清矩の尽力により開設された古典講習科は、「考証派」国学者の中心的存在であつた小中村の国学観を具体化した教育機関であつた。すなわち国史、法制史、国語・国文を三つの柱とし、「其主眼精神とする所は、其学び得たる業を以て、今日の実際に運用するにあり」⁽⁵⁷⁾（古典講習科開業演説案、明治一五年九月）と小中村が述べているように、学術の成果を官省庁のために役立てることを目標としていた。その一方で小中村は、神典学における「国体」の探究を歴史学に再編入することで、国学から神道の信仰を分離したとされる。⁽⁵⁸⁾

藤田大誠は小中村に代表されるこうした学問潮流を「近代国学」ととらえ、「近世以来の『考証』に根差した、国家・社会に寄与する実用的なもので、かつ『祭教学分離』によって『非宗教』に立ち、国語国文・国史・法制史を中軸とす

る総合的な『国学』⁽⁵⁹⁾と定義している。明治期の『正統記』の刊行には、このような考証派を中心とする明治国学の人びとが関与していたといえよう。⁽⁶⁰⁾

明治国学が『正統記』に着目した所以については次節以降での考察にゆずりたいが、より外的な条件としては、これらの人びとが国文学の普及や国語教育に携わっていたことを指摘できる。齊藤智朗によれば、東大古典講習科による人材育成の結果、明治二〇年代初頭には「日本の古典や歴史、伝統的な法制度に関する文献や学術的な研究書が多数出版され」ることになったという。⁽⁶¹⁾ 多少時期はずれ込むものの、『正統記』の刊行もこうした古典の出版の一例と見ることができよう。また、関根正直が『近体国文教科書』、今泉定助と畠山健が『普通国文』（吉川半七、明治二三（一八九〇）年）を編集するなど、明治国学者はしばしば国語教科書の編纂に関与していた。そのほかにもたとえば今泉定助などは『普通文』の普及活動に関与しており、池辺と芳賀矢一が『尋常中学校教科細目調査報告』における国語科調査委員であったことは前述の通りである。このように明治国学の人びとが明治期の国語教育を主導した例は枚挙に暇がない。彼らが『正統記』の刊行に関わった背景にはかかる具体的状況があったのである。

三、明治期における『正統記』解釈の特質

（一）「国体」の書という位置づけ

以下、主に明治国学の人びとによって刊行された明治期の『正統記』刊本・注釈書にどのような解釈上の特質が見出されるのかを、具体例に即して考察していきたい。まず、斎藤普春は④の頭注において次のように記している。

回天詩史に、正統記作明^二国体^一正^二名分^一、実為^二神州龟鑑^一、而不^レ能^二無佞仏之累^一、嗚呼卓識如准后^二猶尚如^レ此、邪

説之惑^レ世、習俗之移^レ人、可^レ畏哉、といへるは少しく酷評に似たれども、其精神また見るべきなり（八一―九頁）

このような藤田東湖の『回天詩史』からの引用は、前述の通り川喜多真彦の刊本に元々あったものであり、⑩など他の刊本・注釈書にも見られる。後期水戸学における「国体」の書としての『正統記』の位置づけは、明治半ばにおいても継承されていたのである。池辺義象が『正統記』について、「我が国体の淵源を明にし、上神代より以て自ら奉仕する後村上帝に至るまで、歴朝の治乱盛衰を叙述したるが、即ちこの書なり⁽⁶³⁾」と述べているように、『正統記』は神道書ではなく日本の「国体」と歴史について著した書として理解されていたのである。「中にも鏡を本とし、宗廟の正体とあふがれたまふ」（瓊々杵尊条）に対する池辺義象の注釈は、こうした「国体」の内実を説明したものと見える⁽⁶⁴⁾。

万々歳ノ後トテモソノ鏡ニ向ハセ玉ヒテ、御影ノウツリ玉ヘルハ、即天祖ノ御遺体ナルワケニテ、父子ノ御情油然而トシテ起リ玉フベシ、サテハコノ皇位ノ悠久ニシテ一系ニマシマスコト、当時天孫ノ降臨セサセ玉ヒシコトマデ、アリ／＼ト見エ奉ラル、コトナレハ、オノツカラ天職ヲ尽クサセ玉フ御事ナルベシ（⑨六頁）。

池辺は「天祖」を天照大神と解し（『正統記』本文中の「天祖」は国常立尊を指す）、天皇が宝鏡に映った天祖の「遺体」を、すなわち祖先に似た自らの姿を見出すことで、父子の情が起こるとする。これは明らかに会沢正志斎の『新論』（文政八（一八二五）年成立）国体上における「見るところのものは、すなはち天祖の遺体にして、視ることなほ天祖を視るがごとし⁽⁶⁵⁾」との記述をふまえた解釈である⁽⁶⁶⁾。しかしこれは単に近世の解釈を引き継いだものではない。佐々木聖使は、祭神論争後、政府・内務省が神道の「非宗教化」政策を進め、それに対応して神社界も神社祭祀を祖先に対する「道德

的崇敬」と解釈していくなかで、水戸学の忠孝論が及ぼした影響について指摘している。⁽⁶⁷⁾ 明治国学の人びとによる「国体」理解と、「国体」の書としての『正統記』解釈もまた、こうした当時の社会状況に対応したものであった。このような傾向は以後に挙げる諸々の解釈の特質にも見出される。

(2) 国語教育と「愛国心」

前述の通り、明治期の国学系の学校で『正統記』は主に歴史の教科書として用いられていたが、近代の国語教育が確立されていくなかで、『正統記』はむしろ国語の教科書として位置づけられていった。そこで国学者たちは『正統記』の意義をどのように説明したのだろうか。今泉定介と畠山健は、⑤の「刊行の趣意」を次のように説明する。すなわち「国文」の教育の目的は「平常、人々の使用する文章を明に解し、又わが思ふ事をさながら文章に綴るを得」させしめることにある。そのためには読本を使って読み慣れながら文法を習得するのがよいが、その読本としては「語格文法の正しく、用語普通にして、意味また極めて平易なるを良しとす」⁽⁶⁸⁾。その基準からいうと『正統記』は「全篇通じて、雅ならず、俗ならず、專、達意を旨とせるものなれば、普通科に用ふる国文の読本にハ、頗、適當なるが如し」⁽⁶⁹⁾ということになるのである(一丁オ)。それとともに今泉は次のような「利益」を挙げている。

本書を読まんものハ、神器授受の大典、皇位継紹の尊嚴なるを知り、国体の如何を明らかにする事を得べし、これ、邦人の必しも知らざるべからざる事なり(三丁オ)

今泉と同様、芳賀矢一も、「国文はわが国民の心性より発し、わが国民の特性を写しだせるもの」であり、それを

学校教育で教えるのは「わが国固有の語法文格によりてわが思想を述ぶる方法を得せしむべきのみならず、かねては徳性を涵養し、愛国心を發揮すべきもの」であるからとする⁽²⁰⁾（25一頁）。こうした観点から、芳賀は『正統記』が国文の読本として最も適當であると述べる。なぜなら「これその文体の著しく古雅ならざる点よりいふも、その事実の歴史にして趣味ある点よりいふも、はたその著者の人物よりいふも、皆適當なるものなりと信ずればなり」⁽²⁵⁾（二一三頁）。今泉や芳賀のみならず、同様の説明は⑩の「凡例」などにも見られる。

以上の例からわかるのは、平明な文章で書かれているということ、そして「国体」について教え、「愛国心」を喚起する書であること、という二点から『正統記』が評価されていたということである。一点目に関していえば、とりわけ明治一九年の中学校令以降、近代的な「普通文」の創出が求められていくなかで、明治国学がその課題に応えようとしていたことが背景にあるだろう。二点目に関しては、「国文」の教育を通して「国民」の紐帯を強め、「国家」を強化するという国語教育観が、関根正直や池田義象ら明治国学の人びとにおいて共有されていたことが挙げられる⁽²²⁾。これらの観点は単に国学者たちの構想に留まらず、政府の国語政策とも一致するものだった。明治二七（一八九四）年の「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正の趣旨説明には、次のような一節がある。

国語教育ハ愛国心ヲ成育スルノ資料タリ又個人トシテ其ノ思想ノ交通ヲ自在ニシ日常生活ノ便ヲ給足スル為ノ要件タリ今ノ青年ニシテ中等又ハ高等教育ヲ受ケタル者卒業ノ後或ハ此ノ点ニ於テ不足ヲ感スル者多シ是レ授業時間ヲ増加スルノ已ムヲ得サル所以ナリ⁽²³⁾

意思疎通の手段としての言語の教育と、「愛国心」の涵養。この二点は、先ほど見た『正統記』への評価と合致する。無論、

『正統記』の刊本・注釈書は明治二十七年以前から刊行されていた。しかし「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正当時の文相は井上毅であり、右の趣旨文は井上の国語教育の構想を反映したものである。すなわち井上は修身以外の教科にも「德育的効果」を求め、「国語、歴史を中核とする愛国心教育、国体教育」を目指していた。⁽⁷⁴⁾さらに井上は話し言葉を基礎としつつそれを整備した「言文一致」の国語教育を企図していたとされる。⁽⁷⁵⁾井上が小中村清矩や池辺義象ら国学者と交流していたことは知られており、小中村や井上頼固などと「近代国学構想」を共有していた。⁽⁷⁶⁾明治国学の人びとは、つとに国語教育の構想をも井上毅と共有していただろう。そのようななかで『正統記』は評価されていたのである。

(3) 中世神道の教説への批判

北畠親房が中世神道の教説を学び、それが『正統記』に反映されていることはよく知られている。近年ではその思想は、「両部神道を中心とした伊勢神道との折衷学」であつたとされる。⁽⁷⁷⁾だが、佐伯と三木の校注による②では、たとえば「国の常立尊と申す、又は天の御中主の神とも号し奉る、此の神に木火土金水の五行の徳まします」（神代条）という中世神道の教説に基づく一節に対し、「此神と天御中主神を同神なりと云ひ、五行の徳ありといふは、正説にあらず」（五丁ウ）と批判的な注釈が付けられている。同様に「地神第一代大日靈尊ひるめのみこと、これを天照大神と申すあまてらすおほはかみ」（大日靈尊条）に対しても、「天照大神を地神に数へ奉るは非なり、大神は天神にましくて地神にはあらず、天神地祇の差別は古事記伝に委しく見えたり」（八丁オ）と述べ、中世的な天神七代地神五代説を『古事記伝』に依拠して批判する。

こうした注釈は④、⑥、⑩、⑪などにもあり、明治の国学者たちが『正統記』の中世神道的な教説を問題視していたことがうかがえる。それは何より考証主義にもとづいているが、同時に今泉定助は次のようにも述べている。

こは日本紀の一書に、天神この二神に、瑞穂の地に往きて治むべしとて、天瓊矛を賜ひたるよしを載せたるにより、その天神を、直に国常立尊と解して、かく書されたるものなるべし、されどもこれは、一書にあるものなれば、かの天神は、必ず造化の三神を云なるべければ、国常立尊とするは誤なり(⑪四頁)

『日本書紀』に出てくる「天神」を根源神としての国常立尊と解する親房に対し、今泉は「造化の三神」としなればならないとする。こうした注釈は今泉以外にも、先に挙げた注釈書において見られる。明治国学による注釈は単なる考証主義によるものではなく、本居宣長や平田篤胤によつて示された神典解釈に規制されていたのである。

また、関根正直は⑩の編集方針を説明するなかで次のように述べている。

己れ今、おほけなくも本書を校して、講読の課本と定むるに当たり、神道仏教の深き旨を説き、又漢王の年代など記されし条々ハ凡て刪りつ。是れ其の説を是非するにあらず。さる難語難義を読み解きたりとて、労深き程の功ハなし。畢竟するに、中等程度の普通教育上に、切要ならねばなり(一丁ウ)。

関根は『正統記』を、「愛国尊王の志」を生じさせ、「論文の軌範」となる書と位置付ける一方で(同前)、「神道仏教」に関する記述は削除した。具体的には神代条や応神天皇条における八幡菩薩の記述など、皇祖以外の神々の事蹟や神仏習合にまつわるいわば「宗教的」な箇所を省略しているのである。同様に、萩野由之も⑫の序文で、「さてこの書の精神の在る所、また文章のうるはしき所は、多くの後の方にあれば、此に抄出して講せん所も、多くは後半にありと知るべし」(五頁)として、「宗教的」記述が多く含まれる前半部分を省略している。⁽²⁸⁾池辺義象による⑨や、加藤堯敬による⑭、

東京高等師範学校附属中学校国語漢文研究会が編集した⁽¹⁸⁾でも、同様の省略が見られる。

明治二〇年前後、栗田寛、内藤耻叟、井上頼因、丸山作樂・正彦、武笠昌蔵らによって行われた『重修神皇正統記』の「編纂」は、このような趨勢の先駆けといふべき例である。⁽¹⁹⁾岩佐正によれば、『重修』本は事実『正統記』本文を改訂したものであり、天理図書館本では本文の削除が五二ヶ所、補訂が一八ヶ所ある。たとえば①中国・インドの開闢説話、②仏教・儒教に関する記事、③伊勢神道説、④神代五代の年序に関する箇所、が削除されているという。

前述の通り、祭神論争後に政府・内務省は神道の「非宗教化」を推進し、神社界もそれに呼応していった。明治国学においても、学問と「宗教的」な神道の信仰を分離する一方、小中村清矩は神道を「古代の政治風俗」と理解し、⁽²⁰⁾また皇典講究所・國學院の人びとは神道を「非宗教的」・道徳的に解釈し、「神道を『核』とした日本的『道徳』教育を構想してゐた」とされる。⁽²¹⁾このようななかで、『正統記』は「國家の根元」⁽¹²⁾（一二頁）、「吾が國史に固有の精神」⁽²²⁾を表した書と位置付けられた。それにともない、「宗教的」な記述は不要なものとして排除されていったのである。

(4) 本文の訂正

『正統記』本文の再編集は、「宗教的」記述のみに限られてはいなかった。今泉定助と畠山健の校訂本である⑤は、次のような方針にしたがって本文を訂正していた。

文字、またハ、言辞の足らざる処にハ、○を志るして之を補ひ、贅字と覚ゆる処にハ、□を志るし、自他および時の違へるにハ、原字を囲みて□^{何々}と志るせり、また、時の用法を正したるがために、おのづから、語勢の変化を生じ、また、文章の切れたるを続け、つゞきたるを切りたる類もおなじ、この外、詞の活用、また、係結の違へる、仮名

の違へるハ、印を附せずして直に正せり（四丁ウ）

今泉と畠山は、正しい国語教育を行うという目的のもと、『正統記』の文法上の誤りを「訂正」したのである。同様に大久保初雄も⑩の「凡例」のなかで、「本書は文字の中の甚だしき誤謬は悉く訂正せり」「本書は語法の規則に適はざる所あれば訂正せり」との方針を掲げている。こうした訂正は正確な文法を伝えるという意味では「学術的」であるかもしれないが、『正統記』の歴史的な本文の研究からは逸脱している。このような営為は、『正統記』がその作品それ自体ではなく、あくまで国民教育の教材として重視されていたことを示すとともに、考証的な学問の成果を実用供することを目指した明治国學の両義的な立場を表しているだろう。

（5）天皇と武家政権

『正統記』のなかにはしばしば歴代の天皇の言行に対する道徳的な批判が見られ、他方で源頼朝や北条泰時ら、武家政権による「善政」への評価も記されている。徳治主義に拠って立つ近世の儒学者は、しばしば『正統記』のこうした面を参照していた。⁸⁵しかし、大久保初雄は⑩の武烈天皇条における頭注のなかで、「こは百済の末多王の事蹟なりこ、にこの天皇の御事の如く記されたるは甚しき誤謬なりいと口惜しき事にこそ」（八二頁）と述べ、武烈天皇の事蹟の事実性を否定する。また、親房が藤原基経による陽成天皇の廃立を高く評価したことに対して、今泉は⑪のなかで「この論は、甚だいかゞはしきことなり、……万世一系の天皇を戴き、この国もとより皇室の御所有にしあれば、たとひいかやうなる事、君主の上にありぬとも、臣下として、廃立を行ふこと甚だしき逆罪といふべきなり」（二二〇頁）と、厳しい批判を記している。また親房が、北条泰時の政治を称賛していることについても今泉は否定的である。

そも、泰時の賢者なることは誰も知る処なれども、承久の乱の処置に至りては、悖逆人たることを免れず、……然れども、こゝに著者が泰時をほめたるハ、其の分を守りて、よく世を治めたる事を賞したるなり、「己が分をはかり、高位高官をのぞまず」といへるが、著者の目的とする所なり、この事を目的と論せるゆゑは、末に至りて、足利尊氏が謀反も、己が分を守らざるにあり、「高位高官にのぼることは、乱政なり」といはんが爲に、まづこゝに泰時が事を称揚したるなり、泰時が全体につきての論は、しばらく別問題とすべし(⑪三三〇頁)

今泉は泰時が承久の乱において後鳥羽上皇らを処罰したことを天皇への反逆として批判する。そして親房が泰時を評価したのは、それと対照して足利尊氏を貶めるための方便であつた、と解釈するのである。萩野由之もまた⑫のなかで、今泉と同様の論拠によつて親房の泰時評価に掣肘を加えている(四九頁)。

そもそも『正統記』南朝の正統性を主張する書物であるが、現在の皇室が北朝の後裔である以上、かかる書物の顕彰は天皇の正統性を揺るがせる危うさも伴つていた。事実、『正統記』には「新帝は偽主の儀にて、正位には用いられず」(後醍醐天皇条)とし、北朝を「偽主」とする言葉が見られる。この言葉に對して今泉は、「支那にて、僭偽とて、自立して帝と称せるものに准じて、その取扱ひにしたまへりとなり」(⑪三七六頁)とし、萩野もほぼ同じ注釈を付けている(⑫五二頁)。尊氏によつて擁立されたという点から親房があくまで北朝を皇統から除外しようとするのに對し、両者は「偽主」を、帝を自称することと読み替へることで、言葉の否定性を弱めようとするのである。

明治維新以降の近代天皇制のもとで、歴代天皇の言行に對する批判が難しくなつていた社会状況のなかでは、親房の泰時などへの評価は「極めて不謹慎な言葉」⁽⁸⁴⁾と解されるようになっていた。明治の国学者たちは、『正統記』を国民の

教科書として用いる上で、こうした箇所を「無害化」するための注釈を行わねばならなかったのである。

(6) 「正統」論

『正統記』の中核をなしている「正統」論が、朱子学の正統論などとは異なる独自の論理構造を持つものであることは、戦後の『正統記』研究においてつとに指摘されてきた。親房は過去の皇統を「正統」と「傍系」に分けた上で、今上天皇から皇祖に至る血統を「正統」と見なす。こうした考えでは、枝分かれた皇族の血統のうち、誰が皇位を継承するかによって「正統」のラインが変わることになる。そこで親房は、前述の天皇に対する道徳的批判にもとづき、「有徳」の天皇の血筋に皇位が継承されていくとした。こうした言説からは、その時々天皇の行状に対する応報として「正統」が変動すると解釈することができる⁽⁵⁶⁾。

近世の儒学者や神道家たちは、儒学の正統論を『正統記』の「正統」論と同一視し、あるいは神器正統論を『正統記』から読み取っていたが、総じて『正統記』の「正統」論それ自体を十分に理解しているとはいえない難かった。対照的に明治期の注釈では、この「正統」論に対する理解の進展が見られる。たとえば今泉は、「元来親房卿の説は、有徳者の子孫は必ず栄え、罪惡をなせる者の子孫は、必ず衰ふといふ説」(⑪一二六頁)であるとして、それを「因果応報論」と呼ぶ。今泉は『正統記』の正統論がこうした「因果応報論」に依拠していると理解していた。

○政乱れぬれば暦数も久しからず云々 政事に不都合の事ありて、人民のよく治まらざるに至りては、一天皇の長く世を保ちましまさぬこととなり、即ち前にもいひたる如く、聖徳のまします天皇の御子孫は、永く立ち栄え給ひ、さらぬは程なくその御系統の絶え給ふをいふ(⑪一九一頁)

それではなぜこのような「因果応報論」や「正統」論が必要であったのか。今泉はその背景にまで考察を進める。

○なほ正にかへるべきいはれるにこそ　これ篇中を貫ける親房卿の議論なり、今より見れば、真理にはあらじと思はるれど、其の世には、斯る事をも信じたれば、君はこれを聞きて上に慎ませ給ひ、臣はこれを読みて下に恐れ、よく国家を保ちたりしなり、されば、この論世教に益ありしこと疑なきなり（⑪ 一六六頁）

今泉は『正統記』の「正統」論を一種の虚構であるとしつつも、それが国家秩序を維持するという社会的機能を持っていたと考えるのである。芳賀矢一もまた『正統記』の「正統」論が仏教の因果応報論に由来すると解釈しつつ（②③ 六七―六八頁）、かかる「正統」論が生まれた背景にある政治的文脈を次のように推測する。

親房卿南北両朝の世に生れて正統の天子を唱へんと欲する念切なり。これ実に正統記の著ある所以にしてその持論は天子は天命によりて継体に備はるものなれば、みだりに廃立すべからざるは勿論、その徳なくして天子の位を為給ふとも天命に逆ひ人望に副ひ給はずは如何でかくしくその位を保ち給はんとなり。蓋しかの武家に擁立せられて立ち給ひし北朝の天子の如き、もとより正統に非ることをいはんとてならん（②③ 七六）。

芳賀も今泉と同様、『正統記』の「正統」論を事実とはしないが、それが武家に擁立された北朝に対して南朝の正統性を主張するという意味を有していたと見なす。芳賀もまた「正統」論の社会的機能に着目しているのである。

明治二二（一八八九）年に皇室典範が制定され、皇位継承の準則が規定されるなかで、明治の国学者たちはそこにそぐわない『正統記』の「正統」論を虚構として否定しつつも、当時の社会状況に鑑みてその言説が有していた社会的・政治的な意味を理解しようとしていた。ここには考証主義による読解の方法とともに、テキストを歴史的に理解しようとする近代的な注釈の態度が見出される。

四、井上毅と『神皇正統記』

最後に、明治国学者による『正統記』の校訂・注釈に関わりがあったと思われる井上毅についても触れておきたい。井上は枢密顧問官や文部大臣を務め、大日本帝国憲法や教育勅語、皇室典範の起草に関わったことで知られる。前述のように井上は小中村清矩や池辺義象と密接に交流し、皇典講究所や國學院にも関与するなど、国学界との幅広い関係を有していた。明治憲法や皇室典範の起草においても、日本の伝統的法制度を調査する上で、これら国学者たちの助力があったとされる⁽⁸⁷⁾。

すでに述べたように、井上は国語教育による「国体」と「愛国心」の教育を企図しており、井上の国語教育観は、国学者たちによる『正統記』評価の根拠と一致していた。池辺義象によれば明治二三（一八九〇）年頃に井上は「北畠准后の神皇正統記はその文流暢にして真に国文の亀鑑とも見るべし」⁽⁸⁸⁾（「梧陰存稿の奥に書きつく」、明治二八（一八九五）年六月）と語っていたという。明治国学と同様の観点から、井上もまた『正統記』を評価していたのである。

井上が『正統記』に着目した時期は早く、つとに明治一六（一八八三）年には群書類従本の『神皇正統記』と青蓮院本との校勘を行っている⁽⁸⁹⁾。そもそも井上は肥後藩士の家に生まれ、少年時代に肥後藩家老長岡監物の家塾・必由堂で学んでいたが、監物が徳川斉昭や藤田東湖と交流していた関係から必由堂では水戸学を取り入れた教育が行われていた⁽⁹⁰⁾。

また井上が水戸学の継承者である栗田寛と交流していたことも明らかにされている⁽⁹⁾。とすれば後期水戸学の言説を通して井上が『正統記』に触れていた可能性は高いといえるだろう。

井上が校訂した群書類従本の『正統記』には井上自身による朱点や書入れが残されており、そこから井上による『正統記』解釈の特質を知ることができる⁽¹⁰⁾。井上が朱点を付している箇所をいくつか例示してみよう。まず井上は、「大日本は神国なり。天祖はじめて基をひらき。日神ながく統を伝へ給ふ。我國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。此ゆへに神国といふなり」(序論)という箇所など、日本の「国体」に関する箇所に集中的に朱点を付している。他方で井上は次の箇所を鈎括弧でくくり、「以下可削」と頭注で指示する。

欽明天皇の御代にはじめて神とあらはれて。筑紫の肥後の国菱形の池と云所にあらはれ給ふ。我は人皇十六代譽田の八幡丸也との給ひき。……天地のはじめは今日を始とする理あり。しかのみならず君も臣も神をさることをかず。つねに冥の知見をかへりみ。神の本誓をさとりて。正に居せんことを心ざし。邪なからん事を思給ふべし(応神天皇条)。

この箇所は応神天皇が死後に八幡菩薩となって現れたことや、神々と人間との関係を述べるなど、「宗教的」記述が色濃い部分である。井上はそれが不必要だと考えたのである。また、井上は明治期の注釈でしばしば問題視された北条泰時論にも注意を向けていた。

おおよそ保元平治よりこのかたのみだりがはしさに。頼朝と云人もなく泰時と云ものなからましかば。日本国の人民

い、かゝ、な、り、な、ま、し。此、い、は、れ、を、よ、く、し、ら、ぬ、人、は。故、も、な、く、皇、威、の、お、と、ろ、へ、武、備、の、か、ち、に、け、る、と、思、へ、る、は、あ、や、ま、り、な、り、（後嵯峨院条）。

さらに井上は、「天武世をしり給ひしよりあらそひ申人なかりき。しかれども天智御兄にて先日嗣をうけ給ひ。そのかみ逆臣を誅し国家をも安じ給へり。此の君のかく継体にそなはり給ふ。猶正にかへるべきいはれるにこそ」（光仁天皇条）という一節に「天武を正とせず」と頭注を付けており、『正統記』特有の「正統」論に注意を向けていたことがうかがえる。次のような箇所にも朱点を付していることも、「正統」論への関心を示している。

応、神、五、世、の、御、孫、に、て、継、体、天、皇、え、ら、ば、れ、た、ま、ふ。こ、れ、な、ん、め、づ、ら、し、き、た、め、し、に、や、侍、る。……光、仁、又、か、た、は、ら、よ、り、え、ら、ば、れ、て、立、た、ま、ふ。こ、れ、な、ん、又、継、体、天、皇、の、御、事、に、似、給、へ、り。……今、の、光、孝、又、昭、宣、公、の、え、ら、び、に、て、立、給、ふ、と、い、へ、ど、も。仁、明、の、太、子、文、德、の、御、な、が、れ、な、り、し、か、ど。陽、成、惡、王、に、て、退、け、ら、れ、し、に。仁、明、第、二、の、御、子、に、て、し、か、も、賢、才、諸、親、王、に、す、ぐ、れ、ま、し、く、け、れ、ば。う、た、が、ひ、な、き、天、命、と、こ、そ、見、え、侍、れ。か、や、う、に、か、た、は、ら、よ、り、出、給、ふ、事、是、ま、で、三、代、な、り、（光、孝、天、皇、条）。

このように見てくると、井上が朱点を付し、あるいは削除を指示していた箇所は、日本の「国体」、中世神道の教説、北条泰時論、「正統」論など、前節で概観した明治期の刊本・注釈書において議論の対象となっていた箇所と重なることがわかる。また、「以下可削」と指示していたように、『正統記』の本文を修正可能なものにとらえていた点も同一である。つまり井上と明治国學者たちは似通った枠組みのもとで『正統記』を受容していたことが推測されるのである。井上と国學者たちとの交流に鑑みれば、井上の『正統記』への評価が国學者たちによる校訂・注釈活動につながった可

能性もあるが、その経緯は明らかでない。しかし少なくとも井上と明治の国学者たちが、国民教育に関する同一の構想のもとで『正統記』を評価していたことは確かであろう。

おわりに

川喜多真彦による校訂本の出版を先駆けとする明治期の『正統記』の刊本・注釈書は、主として皇典講究所や東大古典講習科に関わりを持つ国学者たちによって生み出されたものであった。それは近代的国語教育が確立されていく当時の社会状況に合わせ、「愛国心」の涵養と平明な言語の教育という観点から『正統記』を評価するものだった。

国学者たちは「国体」の書という後期水戸学以来の『正統記』の位置づけを継承しつつも、中世神道的な教説に関しては、国学の古典解釈の方法に基づいて否定した。また明治国学における教学分離を背景として、『正統記』から「宗教的」記述を排除しようとした。彼らはそのような「宗教的」記述や文法上の誤りを訂正するためには、本文の再編集や改訂もいとわなかった。さらに近代天皇制のもとで、国学者たちは『正統記』における天皇の言行への批判を、注釈を通じて「無害化」しようとした。他方で『正統記』独自の正統論に関しては、それを仏教の因果応報論に基づく虚構と見なしつつ、当時の社会状況からその言説としての機能を考察していた。こうした解釈の観点は、明治国学の人びとと交流のあった井上毅の注釈にも見出せる。

このように明治国学の人びとは、校訂・注釈作業を通じて『正統記』普及の基盤を作るとともに、その内容を近代日本国家の要請に合わせて再解釈していったのである。それが親房の意図に沿うものであったかはともかくとして、彼らが「其学び得たる業を以て、今日の実際に運用する」使命を果たしたことは確かであろう。

【付記】 本稿は國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所の平成二七年度・二八年度の研究事業「國學院大學 国学研究プラットフォーム」の展開——明治期の国学・神道関係人物を中心に——の成果に基づいている。本稿の作成にあたっては、武田幸也氏から多くのご教示をいただいた。記して感謝の意を表したい。

附録 明治期における『神皇正統記』の刊本・注釈書類一覧

番号	書名	校訂・注釈者	出版者	出版年	備考
1	評註校正神皇正統記	川喜多真彦校注	永田調兵衛・勝村治右衛門・藤井孫兵衛・大谷仁兵衛	慶応二（一八六六）年	明治一五年伊藤猪次郎刊、明治二〇年今尾安次郎刊ほか、再版多数。
2	校正評註神皇正統記	佐伯有義・三木五百枝標註校正、内藤耻叟校閲	青山幸次郎	明治二四（一八九一）年	序文は井上頼圀。
3	校訂神皇正統記	飯田武郷・久米幹文校訂、服部元彦補助	国語伝習所	明治二四（一八九一）年	同年刊行の同益社版もあり。
4	纂註神皇正統記校本	斎藤普春	同志会	明治二四（一八九一）年	序文として安積良斎の文章を引用。
5	訂正標註神皇正統記	今泉定介・畠山健訂正標註	普及舎	明治二五（一八九二）年	

番号	書名	校訂・注釈者	出版者	出版年	備考
6	校註神皇正統記	大宮宗司校注、 内藤耻叟校閲	博文館	明治二五（一八九二）年	内藤耻叟、萩野由之による序文、落合直文の「准后源親房卿伝」を収録。
7	神皇正統記（群書類 従 第貳輯）		経済雑誌社	明治二六（一八九三）年	
8	教科適用国文叢書 神皇正統記	関根正直校注	六合館	明治二七（一八九四）年	
9	国文講義（尋常師範 学科講義録）	小中村義象述	明治講学会	明治二七（一八九四）年	『正統記』のほか、『徒然草』と『土佐日記』の注釈を収録。
10	補注神皇正統記	大久保初雄補注	岡本仙助・岡 本宇野（図書 出版）	明治二八（一八九五）年	
11	神皇正統記講義	今泉定介講述	誠之堂	明治二九（一八九六）年	帝国神祇学会の明治三〇年版 などもあり。
12	神皇正統記（大日本 中学会二十九年度第 三学級講義録国語科 講義第一）	萩野由之述	大日本中学会	明治二九（一八九六）年	明治三十年度版、明治三十一年 度版もあり。
13	神皇正統記読本（中 等教育国文読本 第 五編）	金子元臣刪訂、 畠山健校閲	明治書院	明治三〇（一八九七）年	
14	神皇正統記読本	加藤堯敬撰、 小中村義象校閲	田沼書店	明治三〇（一八九七）年	

番号	書名	校訂・注釈者	出版者	出版年	備考
15	神皇正統記読本義解	加藤堯敬撰、 小中村義象校閲	田沼書店	明治三〇（一八九七）年	
16	国文大観 歴史部二 雑	丸岡桂・松下大 三郎共編	板倉屋書房	明治三七（一九〇四）年	『正統記』のほか、『保元物語』 『平治物語』『平家物語』を収録。
17	武士道叢書 中巻	井上哲次郎・有 馬祐政共編	博文館	明治三八（一九〇五）年	『神皇正統記抄録』を収録。
18	国文読本神皇正統記 抄	東京高等師範学 校附属中学校国 語漢文研究会編	宝文館	明治四一（一九〇八）年	明治四二年に訂正再版。
19	近古文選	佐々政一・山内 次郎編	新潮社	明治四二（一九〇九）年	『正統記』のほか、『増鏡』、 『太平記』を抄録。
20	神皇正統記（十銭文 庫 第四編）	不明（静村迁生か）	百華書房	明治四四（一九一一）年	序文は静村迁生。
21	神皇正統記	境野正編	学海指針社	明治四四（一九一一）年	
22	南朝史伝	大町桂月校訂	至誠堂	明治四四（一九一一）年	『新訂神皇正統記』を収録。
23	神皇正統記（袖珍名 著文庫 四十五巻）	芳賀矢一校訂	富山房	明治四四（一九一一）年	『新訂神皇正統記』を収録。
24	頭註神皇正統記（国 漢文叢書）	村上寛註釈、 宝文館編輯所編	宝文館	明治四五（一九一二）年	
25	国語講義 神皇正統 記（大日本師範学会 講義録）	芳賀矢一述	大日本師範学会	不明	

註

- (1) 以下、『正統記』からの引用は基本的に考察の対象としている刊本・注釈書に依拠したが、そのような対象がない場合は、岩佐正校注『神皇正統記』（岩波文庫、一九七五年）に拠った。
- (2) 徳富蘇峰『昭和国民読本』東京日日新聞社、一九三六年、二六頁。
- (3) 小島吉雄『日本精神と神皇正統記』『古典研究』二卷九号、一九三七年九月、四三頁。
- (4) 当該の問題に関する岩佐の最初の論文は「神皇正統記及び新葉集の研究史」（『国語と国文学』一二卷四号、一九三五年四月）である（これが書き直されて『日本古典文学大系』第八七巻の解説となった）。同時期には藤井貞文による「北畠親房論の変遷」（『大八洲』二五巻三号、一九三六年三月）という論文もあるが、これは親房像の発展を主題としたものであり、『正統記』受容史の研究とはいいがたい。
- (5) 「解説」『日本古典文学大系八七 神皇正統記 増鏡』所収、岩波書店、一九六五年、二五頁。
- (6) 同書、二八—九頁。
- (7) 「重修神皇正統記考」『国語教育研究』一〇号、一九六五年四月。
- (8) たとえば、仲田昭一「平泉澄博士と神皇正統記——水戸六地藏寺調査と正統記研究を中心に」（『藝林』五二巻二号、二〇〇三年一〇月）、荻部直「回想と忘却——丸山眞男の『神皇正統記』論」（『秩序の夢——政治思想論集』所収、岩波書店、二〇一三年）など。
- (9) 高田信敬「慶応版『神皇正統記』について——闕画の裾野」『鶴見日本文学会報』七三号、二〇一三年一〇月。
- (10) Michael Wachutka, “A Living Past as the Nation's Personality: Jimnō shōtōki, Early Shōwa Nationalism, and

Das Dritte Reich, "Japan Review 24 (2012) : 130-131.

- (11) 真彦の履歴について高田前掲「慶応版『神皇正統記』について」一頁を参照。
- (12) 菊池謙二郎編『新定東湖全集』博文館、一九四〇年、四四頁、原漢文。
- (13) 米原謙『国体論はなぜ生まれたか——明治国家の知の地形図』ミネルヴァ書房、二〇一五年、三八—九頁。
- (14) 宮地正人「幕末平田国学と政治情報」『幕末維新期の社会的政治史研究』所収、岩波書店、一九九九年、二二二頁。
- (15) なお、これらは太華が『国史纂論』で引用した諸家と大半が重なっており、真彦が同書を参照した可能性は高い。
- (16) 卷之一、四丁ウ、原漢文。
- (17) 卷之五、六丁オ、原漢文。
- (18) 宮内庁『明治天皇紀』第一卷、吉川弘文館、一九六八年、八七三頁。この資料の存在は松本丘『尚仁親王と栗山潜鋒』（勉誠出版、二〇〇五年）、二六〇—一頁によって知った。
- (19) 羽賀祥二「史蹟の保存と顕彰——南朝忠臣顕彰運動をめぐる」『国文学解釈と鑑賞』七〇巻一〇号、二〇〇五年一〇月、五五頁。
- (20) 下中彌三郎編『神道大辞典（縮刷版）』平凡社、一九八六年、三八頁。
- (21) 田尻佐編『贈位諸賢伝（増補版）』上巻、近藤出版社、一九七五年、三六〇頁。
- (22) ここに掲げた刊本・注釈書の大半は国会図書館に所蔵されており、「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/>)で閲覧可能である。
- (23) 以下、『正統記』の刊本・注釈書の引用にあたっては、末尾の一覧における通し番号と頁数・丁数を記した。
- (24) 田坂文穂『近代後期の国語科教育』東洋館出版社、一九七二年、一九七頁。

- (25) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第一巻、竜吟社、一九三八年、一〇五頁。
- (26) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上巻、國學院大學、二二頁。
- (27) 同書、三六頁。
- (28) 東京大学法理文三学部編『東京大学法理文三学部一覽 從明治十五年至明治十六年』丸家善七、一八八二年、一三四頁。
- (29) Wachutka, Michael, *Kokugaku in Meiji-Period Japan: The Modern Transformation of 'National Learning' and the Formation of Scholarly Societies*, Global Oriental, Leiden, Boston, 2013, p. 200.
- (30) 甲斐雄一郎「小中学校における国語科成立時期のずれに関する一考察」『人文科教育研究』三二号、二〇〇五年、九〇頁。
- (31) 四方一瀾『中学校教則大綱』の基礎的研究』梓出版社、二〇〇四年、三四六頁。
- (32) 同前、三七〇頁。明治十五年七月制定の「大阪中学校規則」による「官立大阪中学校教科書表」では『正統記』が歴史の教科書に指定されている（同前、三三五頁）。
- (33) 浮田真弓「明治中後期中学校国語読本教科書に関する一考察」『人文科教育研究』二五号、一九九八年、二四頁。
- (34) 井上敏夫編『国語教育史資料 第二巻 教科書史』東京法令出版、一九八一年、九頁。田坂文穂『明治時代の国語科教育』東洋館出版社、一九六九年、七八頁。
- (35) イ・ヨンスク『国語』という思想——近代日本の言語認識』岩波現代文庫、二〇一二年、四八頁。
- (36) 浜本純逸『国語及漢文』（いわゆる『国語科』）の成立——中等学校国語教育史（四）『国語教育思想研究』一〇号、二〇一五年、二〇—三頁。

- (37) 甲斐前掲「小中学校における国語科成立時期のずれに関する一考察」、九一頁。
- (38) 同論文、九一―二頁。
- (39) 『中学校教授要目』鍾美堂、一九〇二年、二二頁。
- (40) 佐伯と三木の履歴については駒井義明「亡父（佐伯有義）の思ひ出」（『神道史研究』六卷一号、一九五八年一月）を参照。なお、三木は平田鉄彌（胤則）の子息であり、平田鉄胤の孫にあたる（『平田家系図』、国立歴史民俗博物館編刊『明治維新と平田国学』、二〇〇四年、一〇頁）。
- (41) ②と⑤はいずれも対校本として井上頼圀による校本を参照しており（②「例言」一丁オ、⑤四丁オ）、明治国学の中心たる頼圀自身、『正統記』の校訂を行っていたことがわかる。なお、明治一七（一八八四）年六月六日付『東京日日新聞』掲載の皇典出版社の広告には、「皇典講究所ノ出版御用ノ命ヲ得」て、井上頼圀、矢野万太郎校訂による『神皇正統記』を出版する予定であった旨が書かれている。しかしその原本ははまだ確認できず、上西亘・武田幸也・藤田大誠「皇典講究所・國學院大學の刊行物一覧」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』四号、二〇一二年三月）にも記載されていないため、末尾の一覧には含めなかった。国文学研究資料館の「明治期出版広告データベース」（http://basel.nijl.ac.jp/info/lib/meta_pub/G0037150meijisub-1A0021789）を参照。ちなみに『小学校師範学校中学校高等学校検定教科用図書表（自明治四十四年四月一日至明治四十五年三月二十日）』には、境野正『神皇正統記抄（訂正三版）』（前川一郎、一九一二年）なる書物が記載されているが（中村紀久二編『教科書研究資料文献 第五卷 検定教科用図書表（三）』芳文閣、一九八五年、三四七頁）、所在を確認できなかったため一覧には掲載しなかった。
- (42) 『神道人名辞典』神社新報社、一九八六年、一四六頁。

- (43) 前掲『神道人名辞典』、一三三九頁。
- (44) 大久保久雄「数字でみる大橋家博文館——出版点数と館員数」『東海大学紀要 課程資格教育センター』六号、一九九六年、六三頁。
- (45) 日本大学今泉研究所編「年譜・著作・日録抄」(同編刊『今泉定助先生研究全集』第一卷所収)を参照。
- (46) 上田万年監修『国学者伝記集成』続、名著刊行会、一九七八年、五二八頁。
- (47) 福島タマ・芳川雅子・坪君江「関根正直」(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第三三卷所収、昭和女子大学光葉会、一九七〇年)を参照。
- (48) 齊藤前掲「明治二十年代における国学の諸相」、同「明治国学の継承をめぐって——池辺義象と明治国学史」(『國學院雜誌』一〇七卷一一号、二〇〇六年一月)を参照。当時の池辺は「小中村」姓を名乗っていたが、養父の小中村清矩と区別するため、以下では「池辺」姓を用いる。
- (49) 揚原敏子「近代文学研究資料二八四 評伝萩野由之」(『学苑』三一五号、一九六六年三月)を参照。
- (50) 今泉定助の作成した「古典科同窓会會員名簿」に「国書後期生」の一人として「大久保初男^マ」の名がある(高橋晃「今泉定助先生正伝研究——その国体論と神道思想史上的地位」、日本大学今泉研究所編刊『今泉定助先生研究全集』第一卷所収、一九六九年、一四〇頁)。また、『古事記』に関する注釈書のなかで、大学で本居豊頼と黒川真頼の授業を受けていたと語っていることから(『古事記講義』上巻、図書出版株式会社、一八九三年、一頁)、古典講習科に在籍していたことは確かである。
- (51) 福島タマ「落合直文」(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第七卷所収、昭和女子大学光葉会、一九五七年)を参照。

- (52) 坂本辰之助『飯田武郷伝』明文社、一九四四年、一六〇—一六七頁。
- (53) 藤田大誠『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年、二五八頁。
- (54) 原田美枝子「金子元臣」、昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第五三卷所収、昭和女子大学近代文化研究所、一九八二年、一〇六—一〇九頁。
- (55) 藤田大誠「近代国学と人文諸学の形成」、井田太郎・藤巻和宏編『近代学問の起源と編成』所収、勉誠出版、二〇一四年、五三頁。
- (56) 佐々木聖使「国家神道における『神』観の成立」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊三五号、二〇〇二年六月)、藤田前掲『近代国学の研究』、二〇一—一八頁、武田幸也「祭神論争における『伊勢』と『出雲』」(『國學院大學研究開発推進機構紀要』七号、二〇一五年三月)を参照。
- (57) 小中村清矩「古典講習科開業演説案」『陽春廬雜考』卷之八所収、吉川半七、一八九八年、八頁。
- (58) 藤田前掲『近代国学の研究』第四章、第五章を参照。藤田は、皇典講究所もまた「神官養成」に留まらない「国学的教育機関」であり、その学術も「非宗教的・道徳的な内容が色濃いものだった」と述べている(二二〇—二二二頁)。
- (59) 同書、四七〇頁。
- (60) 大正期以降の今泉定助は「宗教的」な言論活動で知られるようになるが、明治期においてはむしろ考証派といふべき存在だった。大正期以降の今泉については、武田幸也「今泉定助の思想と皇道発揚運動」(國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『昭和前期の神道と社会』所収、弘文堂、二〇一六年)に詳しい。
- (61) 齊藤智朗「明治二十年代初頭における国学の諸相——池辺義象の著作を中心に」『國學院雜誌』一〇四卷一一

号、二〇〇三年十一月、二八二—二八三頁。

- (62) 菊野雅之「史料紹介」今泉定介「中等教育に於ける国文科の程度」『教育時論』三三四号 明治二十七年七月
『国語論叢』一号、二〇一三年九月、一頁。

- (63) 『日本文学史』金港堂、一九〇二年、一〇二頁。

- (64) 大原康男は政治性が希薄であった従来の国学的国体論に対し、政治性を備えるようになった明治国学の国体論の例として、池辺を挙げている（「国学者にみる〈国体〉概念の理解——「政治への関心」という視点から」、國学院大學日本文化研究所創立百周年記念論文編集委員会編『維新前後に於ける国学の諸問題』所収、國學院大學日本文化研究所、一九八三年、六五〇頁）。

- (65) 『日本思想大系 五三 水戸学』岩波書店、一九七三年、五三頁。

- (66) このような『新論』の理論については高山大毅『近世日本の「礼楽」と「修辭」——荻生徂徠以後の「接人」の制度構想』（東京大学出版会、二〇一六年）、一六七—一七〇頁を参照。高山によれば、こうした同床共殿の神勅の解釈は荻生徂徠の筈記である『徂徠漫筆』に由来するという。

- (67) 佐々木聖使「国家神道における「神」観の成立」『明治聖徳記念学会紀要』復刊三五号、二〇〇二年六月、七五—七八頁。

- (68) 同前、一丁ウ。

- (69) 同前、二丁ウ。

- (70) 本稿で参照した芳賀矢一の『国語講義 神皇正統記』は出版年が不明である。しかし国立国会図書館所蔵本の表紙に押された印は、「製本・明治二九・四・九」と読める。

- (71) 甲斐前掲「小中学校における国語科成立時期のずれに関する一考察」、九〇頁。
- (72) イ前掲『国語』という思想」、一〇六頁。八木雄一郎「小中村義象の国語教育論——明治20年代における「国語観の時代的拡大」の中で」『人文科教育研究』三三号、二〇〇六年八月、八七頁。
- (73) 『官報』三一九九号、一八九七年三月一日付、二頁。
- (74) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、一九六八年、九四一—九四二頁。
- (75) 中村哲也「国民教育の成立と言語ナシヨナリズム——井上毅と上田万年」『大人と子供の関係史』三号、一九九八年、六頁。
- (76) 藤田前掲『近代国学の研究』、四七〇頁。
- (77) 白山芳太郎「北畠親房における伊勢神道と真言宗」『神道説の発生と伊勢神道』所収、国書刊行会、二〇一〇年、五五頁。
- (78) 大日本中学会から刊行された萩野のこの講義録は、本稿で用いた明治二九年度版の他に、国立国会図書館には明治三〇年度版、同三一年度版も所蔵されている。いずれも内容は同一である。上記三冊以外の版も存在する可能性はあるが、発見できなかったため、二九年度版を最も古い版として扱った。
- (79) 岩佐前掲「重修神皇正統記考」を参照。
- (80) 「神道」『陽春盧雜考』巻之六所収、吉川半七、一八九八年、一六頁。初出一八九七年。
- (81) 藤田大誠「近代国学における「神道」と「道德」に関する覚書——皇典講究所・國學院の展開を中心に」『國學院大學校史・學術資産研究』二号、二〇一〇年三月、四一—四二頁。
- (82) 関根正直「国史の精神」、國學院編『国史論纂』所収、大日本図書、一九〇三年、五頁。初出一八九二年。

- (83) 拙稿「近世前中期における『神皇正統記』の受容史——羅山・素行・白石の事例を中心に」(『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』九号、二〇一六年九月)を参照。
- (84) 橋本辰彦「神皇正統記に表はれたる親房の帝範臣軌論」『歴史教育』二卷一〇号、一九二八年、五二頁。
- (85) 石井紫郎「中世の天皇制に関する覚書」(『権力と土地所有』所収、東京大学出版会、一九六六年)などを参照。ただし、親房は「正統」が「神意」によってあらかじめ定められており、それが皇位継承の次第によって明らかにされていくという考えも同時に示している。
- (86) 拙稿「神器と正統——闇斎学派の南朝正統論」(『日本思想史研究会会報』三十一号、二〇一五年一月)、および前掲拙稿「近世前中期における『神皇正統記』の受容史」を参照。
- (87) 齊藤前掲「明治二十年代における国学の諸相」、同前掲「明治国学の継承をめぐって」、齊藤智朗「井上毅と明治国学」(『國學院大學研究開発推進機構紀要』一号、二〇〇九年三月)、小川有閑「井上毅の国体教育主義における近代国学の影響」(『東京大学宗教学年報』二六号、二〇〇九年三月)などを参照。
- (88) 井上毅伝編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第三』所収、國學院大學図書館、一九六九年、七〇五頁。
- (89) 木野主計「井上毅年譜」『井上毅研究』、続群書類従完成会、一九九五年、四七三頁。
- (90) 井之上大輔「近代天皇制国家における後期水戸学の受容過程——井上毅を通して」『筑紫女学園大学・短期大学部 人間文化研究所年報』二一号、二〇一〇年八月、五二―五頁。
- (91) 齊藤前掲「井上毅と明治国学」、一〇二―一〇三頁。
- (92) 井上毅旧蔵本の『神皇正統記』は國學院大學附属図書館梧陰文庫所蔵(圖書の部・和書一二三)。引用にあたっては、『群書類従 第三輯 帝王部』(続群書類従完成会、一九六〇年)所収本を用いた。